　　　下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。以下同じ。）からの移住による定住人口の増加を図るとともに、良好な景観の形成を促進するため、市内に定住する意思を持って住宅を取得し東京圏から転入した者のうち、希望者に対して当該住宅の敷地内に下野市が家庭菜園を整備することに関して必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　住宅　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１項第１号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。

　（２）　敷地　当該住宅の建つ一まとまりの土地であって、申請者若しくは世帯員が所有するもの又は所有者から家庭菜園を整備するに当たり同意を得た土地をいう。

（３）　取得　自己の居住の用に供するため、市内に新たに住宅を建築又は購入することをいう。

（４）　家庭菜園　住宅の敷地内において、非営利目的に野菜、果物又は花等を栽培する小規模の園地をいう。

（事業の実施）

第３条　事業の実施主体は、下野市とする。

　（事業内容等）

第４条　市長は、第７条に規定する整備の決定をした者に対し、家庭菜園を整備するものとする。ただし、当該事業費に係る上限は、２００，０００円に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

（対象者）

第５条　家庭菜園整備の対象となる者は、平成２７年３月１８日以後に住宅を取得した者（当該住宅の登記上の所有権が複数の者の共有である場合、その内の１人のみ）で、かつ、定住する意思を持って東京圏から市に転入した者であって、世帯全員が市税等の滞納がない者とする。ただし、市長が特別に認める者はこの限りではない。

　（申請）

第６条　家庭菜園整備の申請をしようとする者は、転入日から起算して１年以内に、下野市定住促進のための家庭菜園整備申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）　当該住宅及び敷地の所有者を証する書類

　（２）　当該住宅敷地の所有者が世帯員ではない場合、所有者の同意書（様式第２号）

　（３）　その他市長が必要と認める書類

（整備の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、整備の可否を決定し、下野市定住促進のための家庭菜園整備決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（整備費用の返還）

第８条　市長は、整備の決定を受けた者が第５条に規定する要件に該当しなくなった場合には、整備費用の全部又は一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（補足）

第９条　この告示に定めるもののほか、家庭菜園の整備に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　　月　　　日

下野市長　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

下野市定住促進のための家庭菜園整備申請書

　下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱第６条の規定により、家庭菜園の整備を受けるため、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

　　（１）当該住宅及び敷地の所有者を証する書類

　　（２）当該住宅敷地の所有者が世帯員ではない場合、所有者の同意書（様式第２号）

　　（３）その他市長が必要と認める書類

同　意　書

私は、本申請にあたり下記の内容について同意します。

１　下野市における住民登録及び市税等納入状況について担当者が調査閲覧すること。

２　要綱第８条に規定する整備費用の返還に関すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名　　　　　　　　　　　 印

様式第２号（第６条関係）

同　　意　　書

年　　　月　　　日

申請者

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　様

権利者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　私が権利を有する次の土地について、家庭菜園を整備することに同意します。

　１．下野市　　　　　　　　　　　　　　番地

　２．下野市　　　　　　　　　　　　　　番地

様式第３号（第７条関係）

第　　　号

　　　　　　　　　　様

　　　下野市定住促進のための家庭菜園整備決定（却下）通知書

　　　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった家庭菜園整備について、下記のとおり決定（却下）しましたので、下野市定住促進のための家庭菜園整備事業実施要綱第７条の規定により通知いたします。

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下野市長　　　　　　　　　　　　印

　家庭菜園の整備を決定（却下）する。

（却下の理由）